

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4103282号  
(P4103282)

(45) 発行日 平成20年6月18日(2008.6.18)

(24) 登録日 平成20年4月4日(2008.4.4)

(51) Int.Cl.		F I			
<b>G06F 12/00</b>	<b>12/00</b>	<b>(2006.01)</b>	G06F 12/00	520G	
<b>G06F 17/21</b>	<b>17/21</b>	<b>(2006.01)</b>	G06F 12/00	515A	
			G06F 17/21	570D	

請求項の数 2 (全 14 頁)

(21) 出願番号	特願2000-2840 (P2000-2840)	(73) 特許権者	000001443
(22) 出願日	平成12年1月11日(2000.1.11)		カシオ計算機株式会社
(65) 公開番号	特開2001-195290 (P2001-195290A)		東京都渋谷区本町1丁目6番2号
(43) 公開日	平成13年7月19日(2001.7.19)	(74) 代理人	100090033
審査請求日	平成16年4月5日(2004.4.5)		弁理士 荒船 博司
		(74) 代理人	100093045
			弁理士 荒船 良男
		(72) 発明者	小川 義隆
			東京都東大和市桜が丘2丁目229番地
			カシオ計算機株式会社 東京事業所内
		審査官	原 秀人
		(56) 参考文献	特開平11-045201 (JP, A)
			特開平10-240595 (JP, A)
			最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ファイル保存管理装置、及び記憶媒体

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

保存されているデータファイルを読み込み、編集が行われたデータファイルを保存するファイル保存管理装置であって、

前記データファイルの保存を行う際に、個人保存場所情報または共有保存場所情報を入力すると共に、前記データファイルを識別するための識別名称情報と、個人または共有を個別に識別するための個別の識別名とを入力するための入力画面を表示する表示手段と、

前記データファイルに対し、前記入力画面で入力された個人保存場所情報または共有保存場所情報を付加する保存場所情報付加手段と、

前記データファイルに対し、前記入力画面で入力された識別名称情報と個別の識別名とを付加する識別名称情報付加手段と、

前記識別名称情報付加手段により当該データファイルに対して付加された識別名称情報と個別の識別名とを付加した名称を当該データファイルのファイル名として指定するファイル名指定手段と、

前記保存場所情報付加手段により前記データファイルに対して付加されている個人保存場所情報または共有保存場所情報を取得する保存場所情報取得手段と、

前記保存場所情報取得手段により、個人保存場所情報を取得した場合には、前記保存指示されたデータファイルを該個人保存場所情報と前記ファイル名指定手段により指定されたファイル名称により特定される個人用の保存場所に保存し、共有保存場所情報を取得した場合には、前記保存指示されたデータファイルを該共有保存場所情報と前記ファイル名

10

20

指定手段により指定されたファイル名称により特定される共有の保存場所に保存するデータ保存手段と、

を備えることを特徴とするファイル保存管理装置。

【請求項2】

保存されているデータファイルを読み込み、編集が行われたデータファイルを保存するファイル保存管理装置に備えられるコンピュータを、

前記データファイルの保存を行う際に、個人保存場所情報または共有保存場所情報を入力すると共に、前記データファイルを識別するための識別名称情報と、個人または共有を個別に識別するための個別の識別名とを入力するための入力画面を表示する表示手段、

前記データファイルに対し、前記入力画面で入力された個人保存場所情報または共有保存場所情報を付加する保存場所情報付加手段、

前記データファイルに対し、前記入力画面で入力された識別名称情報と個別の識別名とを付加する識別名称情報付加手段、

前記識別名称情報付加手段により当該データファイルに対して付加された識別名称情報と個別の識別名とを付加した名称を当該データファイルのファイル名として指定するファイル名指定手段、

前記保存場所情報付加手段により前記データファイルに対して付加されている個人保存場所情報または共有保存場所情報を取得する保存場所情報取得手段、

前記保存場所情報取得手段により、個人保存場所情報を取得した場合には、前記保存指示されたデータファイルを該個人保存場所情報と前記ファイル名指定手段により指定されたファイル名称により特定される個人用の保存場所に保存し、共有保存場所情報を取得した場合には、前記保存指示されたデータファイルを該共有保存場所情報と前記ファイル名指定手段により指定されたファイル名称により特定される共有の保存場所に保存するデータ保存手段、

として機能させるためのプログラムを記憶した記憶媒体。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、ファイルデータを指定された保存場所に保存して、管理するファイル保存管理装置、及び記憶媒体に関する。

【0002】

【従来の技術】

近時、LAN (Local Area Network) 等のネットワークを介してサーバ・コンピュータに複数のクライアント・コンピュータが接続され、サーバ・コンピュータに入力された各種データを複数のクライアント・コンピュータにより共有するシステムの形態が増えつつある。例えば、このようなシステム形態の企業等において、文書、表等の作成時に利用される特定の書式やレイアウトが設定された原紙ファイル (テンプレートファイル) がサーバ・コンピュータの共有保存場所に保存され、各ユーザーがクライアント・コンピュータを利用して、その原紙ファイルをもとに、文書、表等を作成している。

【0003】

このような、複数のユーザーに共有される原紙ファイルを用いて文書、表等の作成を行なう場合には、一般に、ユーザーは、作成した文書ファイル、表ファイル等をユーザー個人のデータとして保存するとともに、他のユーザーとの共有データとして、共有保存場所にも保存しておくことが多かった。また、必要に応じて別の場所を指定してバックアップデータを保存する場合もあった。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、従来、同じファイルを複数の保存場所に保存する場合には、まず、ユーザーは、1つめの保存場所 (例えば、個人のコンピュータの保存場所) を指定して、ファイル名を付けて、保存を指示するといった、ファイル保存操作を行ない、その後、更に、他

10

20

30

40

50

の保存場所（例えば、サーバ・コンピュータ等の共有保存場所）を指定してファイル名を付けて、保存を指示するといった、ファイル保存操作を行なわなければならなかった。すなわち、複数の保存場所に保存する場合には、同一ファイルであっても、保存操作を複数回繰り返し行なわなければならず、作業効率が悪いといった問題があった。

【 0 0 0 5 】

また、一度保存したファイルを再編集して、データの更新をする際には、個人のコンピュータに保存されたファイルデータと、共有保存場所に保存されたファイルデータとの両方を更新する必要があるが、例えば、ユーザーが個人のコンピュータに保存されたファイルデータのみを再編集して、更新し、共有保存場所に保存されたファイルデータの更新を忘れることもあった。その場合には、共有保存場所に保存されたファイルデータと、個人のコンピュータに保存されたファイルデータとの内容が異なってしまうといった問題があった。また、編集したデータを別の場所にバックアップして保存するのを忘れてしまった場合には、元の保存場所にトラブルが発生した場合にはデータが失われてしまう心配があった。

10

【 0 0 0 6 】

さらに、同一の原紙ファイルを用いて作成された同種のファイルであっても、各ユーザーがそれぞれ独自のファイル名を付け、共有保存場所内の独自の保存場所（ディレクトリ）を指定して保存するため、共有保存場所内のファイル管理が煩雑になるといった問題もあった。

【 0 0 0 7 】

本発明の課題は、より確実かつ容易に、保存すべき保存場所に対するファイルの保存及び管理を行なうことを可能とするファイル保存管理装置、及び記憶媒体を提供することである。

20

【 0 0 0 8 】

【課題を解決するための手段】

請求項1記載の発明は、保存されているデータファイルを読み込み、編集が行われたデータファイルを保存するファイル保存管理装置であって、前記データファイルの保存を行う際に、個人保存場所情報または共有保存場所情報を入力すると共に、前記データファイルを識別するための識別名称情報と、個人または共用を個別に識別するための個別の識別名とを入力するための入力画面を表示する表示手段と、前記データファイルに対し、前記入力画面で入力された個人保存場所情報または共有保存場所情報を付加する保存場所情報付加手段と、前記データファイルに対し、前記入力画面で入力された識別名称情報と個別の識別名とを付加する識別名称情報付加手段と、前記識別名称情報付加手段により当該データファイルに対して付加された識別名称情報と個別の識別名とを付加した名称を当該データファイルのファイル名として指定するファイル名指定手段と、前記保存場所情報付加手段により前記データファイルに対して付加されている個人保存場所情報または共有保存場所情報を取得する保存場所情報取得手段と、前記保存場所情報取得手段により、個人保存場所情報を取得した場合には、前記保存指示されたデータファイルを該個人保存場所情報と前記ファイル名指定手段により指定されたファイル名称により特定される個人用の保存場所に保存し、共有保存場所情報を取得した場合には、前記保存指示されたデータ

30

40

。更に、保存されているデータファイルを読み込み、編集が行われたデータファイルを保存するファイル保存管理装置に備えられるコンピュータを、上述した請求項1記載の発明に示した主要手段として機能させるためのプログラムを記憶した記憶媒体を提供する（請求項2記載の発明）。

【 0 0 1 4 】

【発明の実施の形態】

以下、図を参照して本発明の実施の形態を詳細に説明する。

50

図1～図5は、本発明を適用した一実施の形態としてのコンピュータシステムを示す図である。

【0015】

まず構成を説明する。

図1は、本実施の形態におけるコンピュータシステム1の制御系の要部構成を示すブロック図である。コンピュータシステム1は、CPU2、入力装置3、RAM4、表示装置5、記憶装置6、記憶媒体7、印刷装置8、及び伝送制御部9によって構成されており、記憶媒体7を除く各部はバス10によって接続されている。

【0016】

CPU(Central Processing Unit)2は、記憶装置6内に格納されているシステムプログラム及び当該システムに対応する各種アプリケーションプログラムの中から指定されたアプリケーションプログラムをRAM4内の図示しないプログラム格納領域に展開し、入力装置3から入力される各種指示あるいはデータをRAM4内に一時的に格納し、この入力指示及び入力データに応じて記憶装置6内に格納されたアプリケーションプログラムに従って各種処理を実行し、その処理結果をRAM4内に格納するとともに、表示装置5に表示する。そして、RAM4に格納した処理結果を入力装置3から入力指示される記憶装置6内の保存先に保存する。また、RAM4内に格納した処理結果を入力装置3からの入力指示に従って印刷装置8によって印刷する。

10

【0017】

また、CPU2は、後述するファイル保存処理(図4)を実行する際に、文書作成プログラムが起動され、保存場所内に保存されているファイルデータが読み込まれると、入力装置3からのファイル保存指示に従って、ファイル保存用のダイアログボックス20(図2、図3参照)を表示装置5に表示する。その際に、ファイルデータが、原紙ファイルである場合には、初期状態として、ファイルに属性情報として付加されて保存されていたファイル保存に関する情報に基づく初期データをダイアログボックス20の各入力領域に表示する。また、ファイルデータが原紙ファイルではなく、属性情報としてファイル保存に関する情報が付加されていない場合には、そのファイルデータが保存されていた保存場所に基づく初期データをダイアログボックス20の各入力領域に表示する。

20

【0018】

更に、CPU2は、入力装置3からの入力、修正指示に従って、個人保存場所、保存ファイル名、識別名、共有保存場所、保存ファイル名、識別名等を指定し、その指定内容をRAM4内に一時記憶する。そして、文書作成、編集の終了指示が入力装置3から入力されると、RAM4内に記憶した指定内容に基づき、保存パス作成処理(図5)を実行し、個人保存場所及び共有保存場所にファイルを保存する。

30

【0019】

入力装置3は、カーソルキー、数字入力キー及び各種機能キー等を備えたキーボード及びマウス等のポインティングデバイスを含み、キーボードにおいて押下されたキーの押下信号やマウスの位置信号をCPU2に出力する。

【0020】

RAM(Random Access Memory)4は、CPU2が前記各種アプリケーションプログラムを実行する際に各種データを展開するプログラム格納領域を形成すると共に、CPU2が前記ファイル保存処理(図4)を実行する際に、文書作成プログラム、原紙ファイルデータ、ファイル保存指定内容、及び文書作成、編集にかかるデータ等を展開するメモリ領域を形成する。

40

【0021】

表示装置5は、CRT(Cathode Ray Tube)、液晶表示画面等により構成され、CPU2から入力される表示データ(原紙ファイルデータ、文書作成編集時の入力データ、ファイル保存用ダイアログボックス20(図2、図3参照)等)を表示する。印刷装置8は、プリンタ等により構成され、CPU2から入力される印刷データを印刷する。

【0022】

50

記憶装置 6 は、プログラムやデータ等が予め記憶されている記憶媒体 7 を有しており、この記憶媒体 7 は磁氣的、光学的記録媒体、若しくは半導体メモリで構成されている。この記憶媒体 7 は記憶装置 6 に固定的に設けたもの、若しくは着脱自在に装着するものであり、この記憶媒体 7 には上記システムプログラム及び当該システムに対応する各種アプリケーションプログラム、文書作成プログラム、ファイル保存処理プログラム、保存パス作成処理プログラム、及び各処理プログラムで処理されたデータ、文書データ等を記憶する。

【 0 0 2 3 】

また、この記憶媒体 7 に記憶するプログラム、データ等は、その一部若しくは全部をサーバやクライアント等の他の機器からネットワーク回線等の伝送媒体を介して伝送制御部 9 から受信して記憶する構成にしてもよく、さらに、記憶媒体 7 はネットワーク上に構築されたサーバの記憶媒体であってもよい。さらに、前記プログラムをネットワーク回線等の伝送媒体を介してサーバやクライアントへ伝送してこれらの機器にインストールするように構成してもよい。

【 0 0 2 4 】

伝送制御部 9 は、モデム ( M O D E M : M O d u l a t o r / D E M o d u l a t o r ) またはターミナルアダプタ ( T A : T e r m i n a l A d a p t e r ) 等によって構成され、電話回線、I S D N 回線等の通信回線を介して外部機器との通信を行うための制御を行う。モデムは、電話回線を介してパーソナルコンピュータ等の外部機器との通信を行うために、C P U 2 によって処理されたデジタルデータを電話回線の周波数帯域にあったアナログ信号に変調し、また、電話回線を介して入力されたアナログ信号をデジタル信号に復調する装置であり、ターミナルアダプタは、I S D N 回線を介してパーソナルコンピュータ等の外部機器との通信を行うために、既存のインタフェースを I S D N に対応するインタフェースに変換する装置である。

【 0 0 2 5 】

図 2 は、入力装置 3 によりファイルの保存が指示入力された際に、表示装置 5 に表示されるダイアログボックスの一例を示す図であり、個人の保存場所と、共有保存場所との両方に保存するための指定が行なわれた場合を示している。この図 2 に示すように、ダイアログボックス 2 0 は、個人のコンピュータの保存場所にファイルを保存するための個人保存用項目 2 1 と共有保存場所にファイルを保存するための共有保存用項目 2 2 とが設定されており、更に、「OK」ボタン 2 3、及び「キャンセル」ボタン 2 4 が設けられている。

【 0 0 2 6 】

個人保存用項目 2 1 には、「個人保存場所」、「保存ファイル名」、「識別名」、「位置」を指定するための入力領域が設けられている。「個人保存場所」には、例えば、「C:¥My Documents」といった、ファイルを保存するドライブ、ディレクトリ名等が入力、指定される。この「個人保存場所」は、例えば、ドロップダウンリストになっていて、リスト中のディレクトリの内、所望のディレクトリ名を選択することで入力するような構成であっても良い。

【 0 0 2 7 】

「保存ファイル名」には、例えば、「アイディアシート」といった、保存するファイルに付けるファイル名が入力、指定される。「識別名」には、例えば、「(AAA装置)」といった、保存するファイルの「保存ファイル名」が既存のファイルの「保存ファイル名」と同一である場合に、識別するための識別子が入力、指定される。この「識別名」には、既存の保存ファイルの識別子とは異なる識別子が自動的に入力、指定されるようにしても良い。例えば、「C:¥My Documents」内に「アイディアシート(BBB装置)」、「アイディアシート(CCC装置)」といったファイル名(「保存ファイル名」+「識別名」)のファイルが存在していた場合には、「識別名」には、自動的に、例えば「(AAA装置)」といった識別子が入力、指定される。

【 0 0 2 8 】

「位置」には、後述する保存パス作成処理において保存パスを作成する際に、「識別名」を挿入する位置として「後方」、「前方」のどちらかが、入力、指定される。「後方」が指定された場合には、「保存ファイル名」の直後に「識別名」が挿入され、「前方」が指

10

20

30

40

50

定された場合には、「保存ファイル名」の直前に「識別名」が挿入される。この「位置」は、例えば、“後方”、“前方”を選択、指定することができるように、ドロップダウンリストになっていても良い。

【0029】

また、図2において、共有保存用項目22には、「個人保存場所」、「保存ファイル名」、「識別名」、「位置」を指定するための入力領域が設けられている。「個人保存場所」には、例えば、“¥¥Server¥CASIO¥特許アイデア”といったファイルを保存する共有保存場所のドライブ、ディレクトリ名等が入力、指定される。この「共有保存場所」は、例えば、ドロップダウンリストになっていて、リスト中のディレクトリの内、所望のディレクトリを選択することで入力できるようにしても良い。

10

【0030】

「保存ファイル名」には、例えば、“アイデアシート”といった、保存するファイルに付けるファイル名が入力、指定される。「識別名」には、例えば、“(AAA装置)”といった、保存するファイルの「保存ファイル名」が既存のファイルの「保存ファイル名」と同一である場合に、識別するための識別子が入力、指定される。この共有保存用項目22の「識別名」にも、個人保存用項目21の「識別名」と同様に、既存の保存ファイルの識別子とは異なる識別子が自動的に入力、指定されるようにしても良い。

【0031】

その場合には、例えば、“¥¥Server¥CASIO¥特許アイデア”に保存され、ファイル名が“アイデアシート”である原紙ファイルをもとにした文書ファイルを保存する際に、例えば既に、“¥¥Server¥CASIO¥特許アイデア”に既存ファイルとして、“アイデアシート(BBB装置).doc”、“アイデアシート(CCC装置).doc”というファイルが保存されていた場合には、「識別名」には、例えば、“(AAA装置)”といった識別子が自動的に入力、指定される。

20

【0032】

共有保存用項目22の「位置」には、個人保存用項目21の「位置」と同様に、「識別名」を挿入する位置として“後方”、“前方”のどちらかが入力、指定され、例えば、“後方”、“前方”を選択することができるように、ドロップダウンリストになっていても良い。

【0033】

また、ダイアログボックス20の初期状態において、保存指示されたファイルが原紙ファイルであった場合には、個人保存用項目21には、各入力領域に前回の利用者が入力、指定した内容が入力され、共有保存用項目22には、読み出した原紙ファイルとともに保存されている原紙ファイルの属性情報(保存場所、ファイル名等)に応じた「共有保存場所」、「保存ファイル名」が入力された状態が表示される。

30

【0034】

保存指示されたファイルが原紙ファイルではなく、属性情報が付加されていないファイルであった場合には、ダイアログボックス20の初期状態において、個人保存用項目21には、各入力領域にファイルが保存されていた保存場所に基づく内容が指定され、共有保存用項目22には、何も入力されていない状態(例えば、図3に示すような表示状態)が表示される。

40

【0035】

これらの初期状態における各入力領域の指定内容から入力装置3によるキー入力、あるいは、ドロップダウンリストにおける選択指定等により指定内容を任意に変更、修正することが可能である。なお、ダイアログボックス20の初期状態において、個人保存用項目21の「識別名」と、共有保存用項目22の「識別名」には、同じデータが入力されるようにしても良い。

【0036】

図3は、入力装置3によりファイルの保存が指示入力された際に、表示装置5に表示されるダイアログボックスの表示状態の一例を示す図であり、個人の保存場所にものみ保存する

50

指定が行なわれた場合を示している。この場合、ダイアログボックス 20 の共有保存用項目 22 の各入力領域のデータがクリアされ（「位置」には、“後方”又は“前方”のどちらかが常に指定されるためクリアされない。）、個人保存用項目 21 の各入力領域にのみデータが入力される。

【0037】

また、この図 3 に示す場合とは逆に、個人保存用項目 21 の各入力領域のデータをクリアにして、共有保存用項目 22 の各入力領域にのみデータを入力することにより、共有保存場所にのみファイルを保存するようにすることもできる。

【0038】

次に動作を説明する。

まず、コンピュータシステム 1 の CPU 2 により実行されるファイル保存処理について図 4 に示すフローチャートに基づいて説明する。ここで、これらのフローチャートに記述されている各機能を実現するためのプログラムは、読み取り可能なプログラムコードの形態で記憶媒体 7 に格納されており、CPU 2 はこのプログラムコードにしたがった動作を逐次実行する。また、CPU 2 は伝送媒体を介して伝送されてきた上述のプログラムコードにしたがった動作を逐次実行することもできる。すなわち、記憶媒体 7 の他、伝送媒体を介して外部供給されたプログラム/データを利用してこの実施形態特有の動作を実行することもできる。

【0039】

まず、CPU 2 は、入力装置 3 により入力される指示に従って文書作成プログラムを起動し、保存場所に保存されているファイルデータを取得する（ステップ S 1）。そして、CPU 2 は、取得したファイルデータに対する属性情報としてファイル保存に関する情報が付加されているか否か、すなわち、取得したファイルデータが原紙ファイルか否かを判別する（ステップ S 2）。付加されている場合には、属性情報としてファイルデータに付加されている前回ファイル保存の際にダイアログボックス 20 の個人保存用項目 21 の各入力領域に入力されたデータ、及びステップ S 1 において取得したファイルデータに対して設定された共有保存場所、ファイル名等のファイル保存に関する情報を取得して（ステップ S 3）、ステップ S 5 に移行する。

【0040】

取得したファイルデータに対する属性情報としてファイル保存に関する情報が付加されていない場合には、ファイルデータが保存されていた保存場所を取得して（ステップ S 4）、ステップ S 5 に移行する。

【0041】

次いで、CPU 2 は、文書の作成、編集が終了したか（例えば、入力装置 3 により文書編集終了指示が入力されたか）否かを判別し（ステップ S 5）、文書の作成、編集が終了していない場合には、CPU 2 は、入力装置 3 によるファイル保存指示が入力されたか否かを判別する（ステップ S 6）。ファイル保存指示が入力されなかった場合には、ステップ S 1 において取得した原紙ファイルをもとに文書の作成/編集を実行し（ステップ S 17）、ステップ S 5 に戻る。

【0042】

ステップ S 6 において、ファイル保存指示が入力された場合には、CPU 2 は、ステップ S 3 において属性情報として取得した、前回ファイル保存の際にダイアログボックス 20 の個人保存用項目 21 の各入力領域に入力されたデータに基づく初期データ及びファイルに対して設定された共有保存場所、ファイル名等に基づく初期データが各入力領域に入力された状態（初期状態）、あるいは、ステップ S 4 において取得したファイルデータの保存場所に基づく初期データが各入力領域に入力された状態のファイル保存用のダイアログボックス 20 を表示装置 5 に表示する（ステップ S 7）。

【0043】

そして、入力装置 3 からの入力・修正指示に従って、個人保存用項目 21 の「個人保存場所」、「保存ファイル名」、「識別名」及び「位置」といったファイル保存に関する情報

10

20

30

40

50

の指定を行なう(ステップS 8 ~ S 1 0)。更に、入力装置3からの入力・修正指示に従って、共有保存用項目2 2の「共有保存場所」、「保存ファイル名」、「識別名」及び「位置」といったファイル保存に関する情報の指定を行なう(ステップS 1 1 ~ S 1 3)。

【0044】

そして、CPU 2は、ダイアログボックス2 0が備える「OK」ボタン2 3か「キャンセル」ボタン2 4か、どちらのボタンが押されたかを判別し(ステップS 1 4)、「キャンセル」ボタン2 4が押された場合には、ステップS 8 ~ S 1 3の処理により指定された各入力領域のデータをキャンセル(クリア)し、ステップS 1において取得したファイルデータをもとに文書の作成/編集を実行して(ステップS 1 7)、ステップS 5に戻る。

【0045】

「OK」ボタン2 3が押された場合には、CPU 2は、ステップS 8 ~ S 1 3の処理において、個人保存用項目2 1、または共有保存用項目2 2の少なくともどちらか一方においてファイル保存に関する情報の指定が行なわれているか否かを判別する(ステップS 1 5)。指定が行なわれている場合には、ファイル保存に関する情報の指定内容をRAM 4内に一時保存(記憶)し(ステップS 1 6)、文書の作成/編集を実行して(ステップS 1 7)、ステップS 5に戻る。どちらの指定も行なわれていない場合には、ステップS 7に戻り、再度、ファイル保存に関する情報を指定するための処理(ステップS 8 ~ S 1 3)を行なう。

【0046】

また、ステップS 5において、文書の作成/編集処理が終了したと判別された場合には、CPU 2は、個人保存用項目2 1における各入力領域にデータが入力され、ファイル保存に関する情報が指定されているか否かを判別する(ステップS 1 8)。個人保存用項目2 1における各入力領域にファイル保存に関する情報がそれぞれ指定され、RAM 4内に保存されている場合には、その保存されている「個人保存場所」、「保存ファイル名」、「識別名」、「位置」に基づき保存パス作成処理(図5参照)を実行し(ステップS 1 9)、ステップS 2 0に移行する。個人保存用項目2 1における各入力領域にファイル保存に関する情報が指定されていない場合には、そのままステップS 2 0に移行する。

【0047】

ステップS 2 0では、CPU 2は、共有保存用項目2 2における各入力領域にデータが入力され、ファイル保存に関する情報が指定されているか否かを判別する。共有保存用項目2 2における各入力領域にファイル保存に関する情報がそれぞれ指定され、RAM 4内に保存されている場合には、その文書データを原紙データとして認識し、RAM 4内に保存されている「共有保存場所」、「保存ファイル名」、「識別名」、「位置等」に基づき保存パス作成処理(図5参照)を実行し(ステップS 2 1)、ステップS 2 2に移行する。共有保存用項目2 2における各入力領域にファイル保存に関する情報が指定されていない場合には、通常の個人文書データとして認識し、そのまま、ステップS 2 2に移行する。

【0048】

ステップS 2 2では、指定された保存場所に同一のファイル名(「保存ファイル名」+「識別子」)のファイルが既に存在するか否かを判別する。同一ファイル名のファイルが存在しない場合には、そのまま個人保存場所あるいは共有保存場所にファイルを保存するとともに、ステップS 1 6において、RAM 4内に一時保存されていたファイル保存に関する情報を属性情報としてファイルとともに記憶装置6内に保存して(ステップS 2 4)、処理を終了する。

【0049】

ステップS 2 2において、同一ファイル名のファイルが既に存在する場合には、そのファイルに上書保存をするか否か(例えば、入力装置3による上書保存指示が入力されたか否か)すなわち、原紙ファイル自体の内容を更新するか否かを判別する(ステップS 2 3)。上書保存指示入力があった場合には、ファイルを指定された保存場所の既存ファイルに上書保存するとともに、ステップS 1 6においてRAM 4内に一時保存されているファイル保存に関する情報を属性情報として文書ファイルとともに記憶装置6内に保存して(ス

10

20

30

40

50

ステップ S 2 4 )、処理を終了する。上書保存指示入力がなかった場合には、ファイル名、保存場所等の指定が誤っていたと判断し、再度、ファイル保存に関する各情報の指定を行なうためにステップ S 7 に戻る。

【 0 0 5 0 】

次に、コンピュータシステム 1 の CPU 2 により実行される保存パス作成処理 ( 図 4 、ステップ S 1 7 、 S 1 9 ) について、図 5 に示すフローチャートに基づき説明する。

【 0 0 5 1 】

ダイアログボックス 2 0 において指定された個人保存用項目 2 1 に指定されたデータあるいは共有保存用項目 2 2 に指定されたデータ ( 保存場所、保存ファイル名、識別名、位置等 ) を読み込み ( ステップ S 3 0 )、識別名を挿入する位置の指定が前方か後方かを判別する ( ステップ S 3 1 )、前方であった場合には、ファイル名の前方に識別名を挿入して、パスを作成して ( ステップ S 3 2 )、ファイル保存処理 ( 図 4 ) に戻る。後方であった場合には、ファイル名の後方に識別名を挿入して、パスを作成して ( ステップ S 3 3 )、ファイル保存処理 ( 図 4 ) に戻る。

10

【 0 0 5 2 】

例えば、図 2 に示すような指定内容がダイアログボックス 2 0 の各入力領域に入力された場合には、上述した保存パス作成処理 ( 図 5 ) により作成される個人保存パスは、“ C : ¥ M y Documents ¥ アイディアシート ( AAA 装置 ) . doc ” となり、共有保存パスは、“ ¥ ¥ Server ¥ CASIO ¥ 特許 アイディア ¥ アイディアシート ( AAA 装置 ) . doc ” となる。

【 0 0 5 3 】

また、例えば、図 3 に示すような指定がダイアログボックス 2 0 の各入力領域に入力された場合には、上述した保存パス作成処理 ( 図 5 ) により作成される個人保存パスは、“ C : ¥ M y Documents ¥ 0001 - アイディアシート . doc ” となる。この場合、「位置」が「前方」と指定されているため、「識別名」に指定された“ 0001 - ”は、「保存ファイル名」に指定された“ アイディアシート ”の直前に挿入されている。そして、図 3 に示すように、共有保存用項目 2 2 にデータが入力されていない状態の場合には、共有保存パスは、作成されない。

20

【 0 0 5 4 】

以上のように、CPU 2 は、文書作成プログラムが起動され、保存場所に保存されているファイルデータを取得し、入力装置 3 からのファイル保存指示に従って、ファイル保存用のダイアログボックス 2 0 ( 図 2 、図 3 参照 ) を各入力領域に原紙ファイルに付加されて記憶されている属性情報に基づく初期データ、あるいは、取得したファイルが保存されていた保存場所に基づく初期データを入力した状態 ( 初期状態 ) で、表示装置 5 に表示する。この初期状態において、ダイアログボックス 2 0 の個人保存用項目 2 1 には、前回ファイルを保存する際に入力されたデータあるいはファイルが保存されていた保存場所に基づいたデータが入力され、共有保存用項目 2 2 には、取得した原紙ファイルに応じた共有保存場所、保存ファイル名等が入力されている。

30

【 0 0 5 5 】

そして、CPU 2 は、入力装置 3 からの入力・修正指示に従って、個人保存場所、保存ファイル名、識別名、共有保存場所、保存ファイル名、識別名等の指定を行ない、その指定内容を RAM 4 内に一時保存する。そして、文書作成、編集の終了指示が入力装置 3 から入力されると、RAM 4 内に一時保存した指定内容に基づき、保存パス作成処理 ( 図 5 ) を実行し、個人保存場所及び共有保存場所にファイルを保存する。

40

【 0 0 5 6 】

したがって、共有保存されている原紙ファイルには、ファイル保存に関する情報が付加されており、原紙ファイルを取得し、文書の作成、編集を行なう時点で、原紙ファイルに応じた共有保存場所、保存ファイル名が共有保存用項目 2 1 の「共有保存場所」、「保存ファイル名」の初期データとして自動的に入力、指定されるため、同一原紙ファイルに基づく文書であれば、複数のユーザーがそれぞれ個別に作成した文書であってもファイルの保存場所、ファイル名に統一性を持たせることができる。また、より確実かつ容易に共有保

50

存場所へのファイルの保存を行なうことができる。そのため、共有保存場所内のファイルの管理、整理が容易になり、それらの文書ファイルを共有資産として活用しやすくなる。

【0057】

また、同一ファイルを保存する際に、1度の操作で個人用保存場所と、共有保存場所との2つの保存場所に保存することができるため、保存操作を2度行なう必要がなく、作業効率を向上させることができる。また、より確実に2つの保存場所にファイルを保存することができる。

【0058】

さらに、「識別名」として、各ファイルに個別の識別子を自動的に設定し、「保存ファイル名」の直前又は直後に挿入することにより、各ファイルに個別のファイル名をつけることができるため、複数のユーザーによりそれぞれ作成された文書ファイルが保存される共有保存場所内のファイルの管理、整理が容易になり、共有保存場所に保存された文書ファイルを共有資産としてより活用しやすくなる。

10

【0059】

また、保存場所を指定する際に、ユーザーは、表示装置5に表示されるダイアログボックス20に自動的に設定される初期データを確認することができるため、所望する保存場所、ファイル名等の入力、指定をより容易に行なうことができる。

【0060】

なお、上記実施の形態においては、文書ファイルの保存の際に、2つの保存場所に同時に保存することとしたが、例えば、表データファイル、画像データファイル等を含むファイルを保存する際にも、適用することが可能である。

20

【0061】

また、上記実施の形態においては、ファイルに対して共有保存場所情報を付加して記憶しているが、これはバックアップ用の保存場所情報でもよいし、複数の保存すべき保存場所情報を付加して記憶するようにしても良い。

【0062】

また、上記実施の形態においては、共有保存場所に保存された原紙ファイルに基づく文書ファイルを保存する場合について説明したが、例えば、新規作成されたファイルを保存する場合にも、本発明を適用することが可能である。その場合には、例えば、ダイアログボックス20の初期状態として、各入力領域に何も入力されていない状態が表示されるように設定することが可能な構成としても良く、新たに入力が行われた場合には共有保存場所情報が付加して記憶され、以降その文書ファイルはユーザー指定以外の保存すべき保存場所が指定された原紙ファイルとして扱われることになる。

30

【0063】

更に、ダイアログボックス20の初期状態の設定をユーザーが変更可能としても良く、その他細部の構成についても本発明の趣旨を逸脱しない範囲で適宜変更可能である。

【0064】

【発明の効果】

請求項1記載の発明によれば、編集が行われたデータファイルに対し、個人保存場所情報または共有保存場所情報を付加して記憶しているので、データファイルを保存する際に、その個人保存場所情報または共有保存場所情報に従って自動的に個人保存場所または共有保存場所を指定することができるため、個人のデータファイルは個人保存場所に、共有のデータファイルは共有保存場所に、確実に保存することができ、そのデータファイルを共有資産として活用しやすくなると共に、編集が行われたデータファイルのファイル名として、データファイル識別名称に個別の識別名称を付加した名称をつけるため、同一のデータファイルに基づくデータファイルのファイル名に統一性を持たせるとともに、それぞれのデータファイルに個別のファイル名をつけることができ、複数のユーザーによりそれぞれ作成されたデータファイルが保存される共有保存場所内のファイルの管理、整理が容易になり、ファイルファイルを共有資産としてより活用しやすくなる。

40

【図面の簡単な説明】

50

【図1】本発明を適用した実施の形態におけるコンピュータシステム1の制御系の要部構成を示すブロック図である。

【図2】図1の表示装置5に表示されるダイアログボックス20の具体例を示す図である。

【図3】図1の表示装置5に表示されるダイアログボックス20の具体例を示す図である。

【図4】図1のコンピュータシステム1により実行されるファイル保存処理を示すフローチャートである。

【図5】図1のコンピュータシステム1により実行される保存パス作成処理を示すフローチャートである。

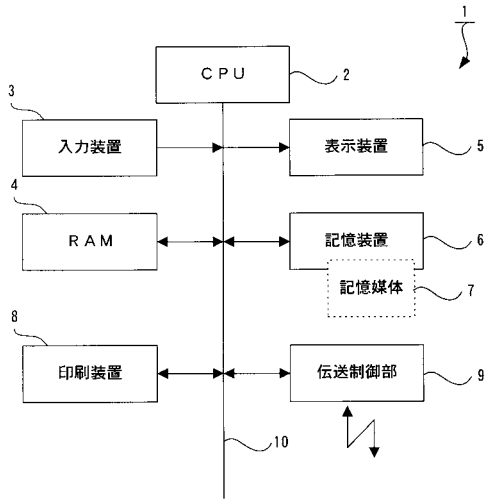
10

【符号の説明】

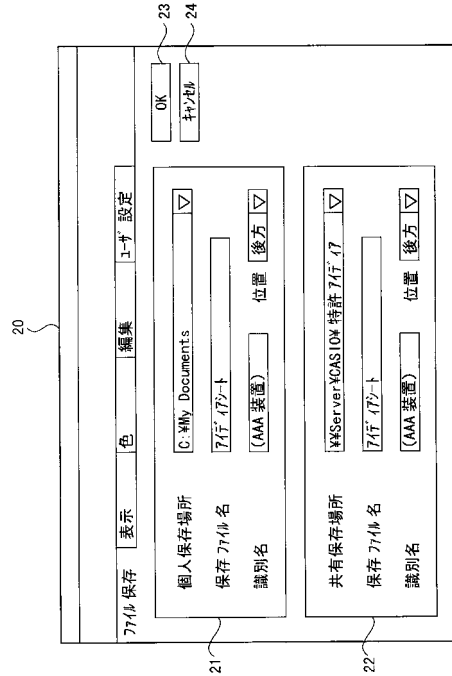
- 1 コンピュータシステム
- 2 CPU
- 3 入力装置
- 4 RAM
- 5 表示装置
- 6 記憶装置
- 7 記憶媒体
- 8 印刷装置
- 9 伝送制御部
- 10 バス
- 20 ダイアログボックス
- 21 個人保存用項目
- 22 共有保存用項目
- 23 「OK」ボタン
- 24 「キャンセル」ボタン

20

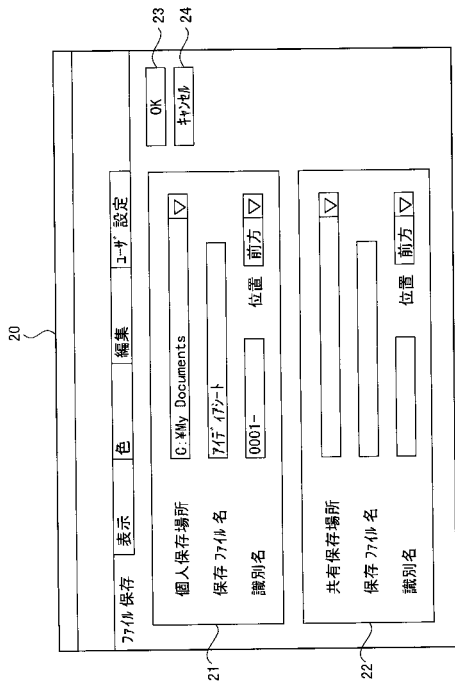
【図1】



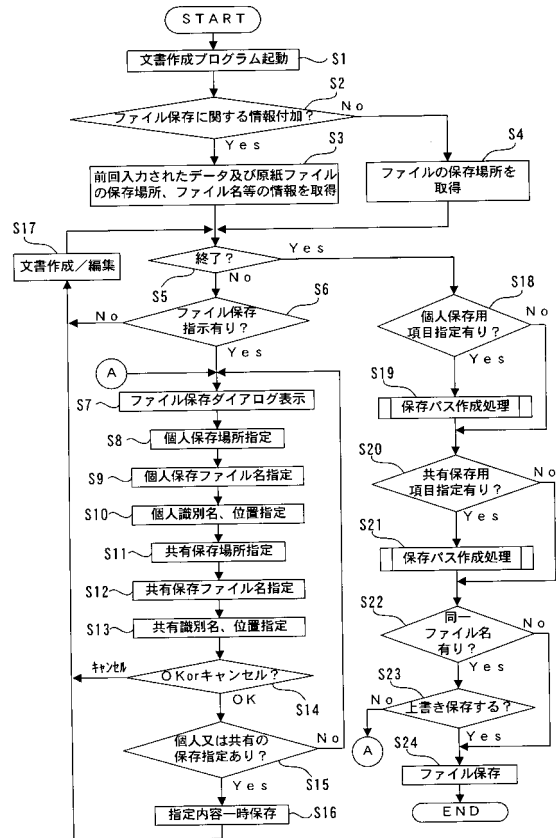
【図2】



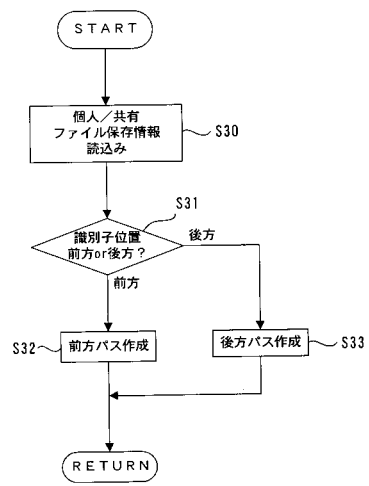
【図3】



【図4】



【図5】



フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl. , D B名)

G06F 12/00

G06F 17/21